

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24年 1月27日
独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 武川 明夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

地方紙の新聞紙面を用いた石綿健康被害救済制度に関する広報事業(北海道新聞、河北新報、中国新聞、西日本新聞)

(2) 調達の特質等

別紙仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～平成24年3月30日の間

(4) 入札方法

- ① 入札金額は総価で行う。入札者は本業務に係る一切の諸経費を含める金額を見積もるものとする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条(別紙参考)の規定に該当する者。

(2) 平成22・23・24年度競争契約参加資格(全省庁統一資格)の「広報・宣伝」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(3) 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを提出できる者であること。

(4) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 企画調整課 渡辺、日野
電話 044-520-9614 / FAX 044-520-2193

(お問い合わせは文書によりFAXでお願いします。回答も文書により行います。)

4. 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から平成24年 2月 6日(月)までの10時00分から17時00分(12時00分から13時00分を除く)の時間帯に電話及びFAXのいずれかの方法で上記3. の問い合わせ先へ以下の内容をご連絡ください。

- ① 会社名 ②担当者名 ③連絡先
- ④希望する受取方法(事務所訪問、電子メール、FAX、郵送)

5.入札説明会の日時及び場所

平成24年 2月 6日(月)16時00分から 独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

6. 競争執行の日時及び場所

(1)入札

平成24年 2月17日(金)17時00分から 独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

(2)開札

入札終了後直ちに開札する。

7. 入札保証金に関する事項

免除する。

8. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否

要

10. 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11. その他

詳細は入札説明書による。

12. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内（4 月に締結した契約については原則 93 日以内）

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。